

	提案団体 (関係府省)	提案	概要
1	さいたま市 (内閣府、厚生労働省)	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直し (児童福祉法等)	<p>平成31年度末まで設けられている家庭的保育事業等の連携施設に係る経過措置期間を延長する。</p> <p>家庭的保育事業等は、卒園時の受け皿として、連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(連携施設)を確保する必要があるが、本連携施設の対象に、市区町村が一定の基準を満たしていると認める認可外保育施設、企業主導型保育所等を追加する。</p> <p>これらの制度改正により、連携施設の確保を引き続き行いつつ事業運営が可能となることで、保育の受け皿確保に資する。</p>
2	特別区長会 (内閣府、厚生労働省)	家庭的保育事業者等による連携施設の確保についての経過措置期間の延長 (児童福祉法等)	
3	特別区長会 (内閣府、厚生労働省)	家庭的保育事業者等による連携施設の拡充 (児童福祉法等)	
4	山梨県 (経済産業省)	経済産業大臣の登録を受けた登録電気事業者等に対する危険等防止命令の国から都道府県への権限移譲 (電気工事業の業務の適正化に関する法律)	